

○大野町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

平成22年6月16日

要綱第12号

改正 平成24年5月25日要綱第19号

平成25年9月20日要綱第31号

平成25年12月25日要綱第44号

平成26年3月20日要綱第6号

平成26年6月20日要綱第17号

平成27年3月31日要綱第12号

平成27年6月15日要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の自然エネルギーの利用を促進するため、新エネルギーの導入を推進する措置を講じ、もって地球温暖化を防止するとともに、環境と共生する循環型社会を形成することを目的として、町が予算の範囲内で行う住宅用太陽光発電システム設置整備事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大野町補助金交付規則(昭和50年大野町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象システム 次に掲げる要件に適合したものをいう。

ア 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連携された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの

イ 太陽電池の公称最大出力、又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が10kW未満で、かつシステムの補助対象経費が50万円(税抜)/kW以下であること。

ウ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であること。

エ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。

(2) 建売供給事業者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事の完了後、当該建売住宅等を販売する者をいう。

(3) 町税等 次に掲げるものをいう。

- ア 大野町税条例（昭和36年大野町条例第14号）第3条第1項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに同条第2項に掲げる国民健康保険税
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定により徴収する保育料並びに大野町保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年大野町条例第6号）第5条に規定する保育料及び第6条に規定する利用料
- ウ 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号）及び大野町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大野町条例第2号）に規定する保険料
- エ 揖斐広域連合介護保険条例（平成12年揖斐広域連合条例第2号）に規定する保険料
- オ 大野町営住宅管理条例（平成9年大野町条例第16号）及び大野町特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年大野町条例第22号）に規定する家賃
- カ 大野町上水道事業給水条例（平成10年大野町条例第9号）第22条に規定する料金
- キ 上記に規定するもののうち、督促手数料及び延滞金が発生する場合は、督促手数料及び延滞金

(4) 建物の所有者等 次に掲げる者をいう

ア 建物の所有者 現に建物を所有又は占有し在住している者

イ 建物の所有者と同居する親族及び姻族

(5) 交付累計額 過去にこの要綱で定める補助金の交付を受けた金額の合計金額（補助対象等）

第3条 町長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（法人を除く。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、当該要件に該当するかどうかについて、町で審査を行う。

(1) 対象システムを設置した建物は、町内に存する自らの住居（店舗、事務所等と兼用している場合を含む。）又は建売供給事業者等から自らの住居として購入をした住宅であること。ただし、設置した建物が補助対象者の所有物でない場合は、書面により建物所有者から設置承諾を受けていること。

(2) 電力会社と電灯契約及び太陽光契約を締結していること。ただし、補助対象者が住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃貸人が電灯契約を結ぶものを含む。

(3) 対象システムを設置した建物の所有者等は、町税等を滞納していないこと。

(4) 過去にこの要綱で定める補助金の交付を受けた者は、交付累計額が12万円に達していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示の小数点以下2桁未満を切り捨てたものであって、4キロワットを上限とする。)に1キロワット当たり30,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 過去にこの要綱で定める補助金の交付を受けた者は、前項で得た額と12万円から交付累計額を控除した額とのいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、契約電力会社からの通知の日から1年以内に大野町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、代理申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真
- (4) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (5) 電力会社との電灯契約及び太陽光契約書の写し
- (6) 対象システムの出力対比表
- (7) 建物の所有を証明する登記事項証明書(別荘等自ら居住する建物以外に対象システムを設置しようとする場合に限る。)
- (8) 建物の所有者の承諾書(申請者と対象システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかに書類等を審査し、補助金の交付を決定したときは、大野町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、大野町住宅用太陽光発電

システム設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、大野町住宅用太陽光発電システム設置事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、大野町住宅用太陽光発電システム設置事業変更・中止・廃止決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 対象システムの設置状態を示す写真
- （2） 対象システムが設置された住宅全体の写真
- （3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により実績報告書を提出した後、大野町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、その対象システムを補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄するときは、あらかじめ大野町住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象システムを処分する場合は、事後に当該申請書を提出することができる。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(現地調査等)

第12条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて余剰電力量（売電量）及び需要電力量（買電量）のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年要綱第31号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年要綱第44号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則（平成26年要綱第6号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正前の大野町太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第3条第2号に規定する交付決定通知を施行前に受けている場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年要綱第12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。